

証券コード 9068

2023年6月9日

株 主 各 位

横浜市中区南仲通二丁目15番地

丸全昭和運輸株式会社

代表取締役社長 岡 田 廣 次

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

(<https://www.maruzenshowa.co.jp/ir/stock/?tab=1>)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（丸全昭和運輸）または証券コード（9068）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等の方法によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、郵送による行使の場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2023年6月28日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付ください。インターネット等による行使の場合は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）より、2023年6月28日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階
関内新井ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第121期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第121期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

本定時株主総会におきましては、開催日現在の状況に応じ、感染予防のための措置を講じてまいります。本定時株主総会にご出席されます株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

※本年も、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時45分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議案日置存のご所有株式数 XX 株

議 決 権 の 数 XX 株

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

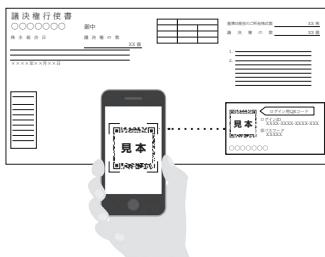
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、行動制限の緩和や海外からの入国制限の緩和など、社会経済活動の正常化を促す措置が施され、景気は持ち直しの兆しが見られはじめました。しかしながら、長引くウクライナ情勢の緊迫化や急激な円安による資源および原材料価格の高騰等により、依然として先行き不透明感が拭えない状況が続きました。

物流業界におきましては、国内貨物の輸送量は、前半は生産関連貨物が小幅に増加する一方で、消費関連貨物や建設関連貨物の減少を受けて全体的に減少し、後半に入り、建設関連貨物は微増となりましたが、消費者物価の上昇が個人消費の伸びを抑制した結果、消費関連貨物が大きく落ち込んだことが影響し、年間を通じては減少となりました。

また国際貨物の輸送量は、海外設備投資需要が一段落し、機械類の荷動きが減速したことに加えて、自動車部品についても、車載半導体の供給不足と自動車工場の減産が長期化し、引き続き低調な荷動きとなり、船積み貨物は、海上輸送の混乱や港湾混雑の緩和を受けてマイナス幅は減少したものの、新型コロナウイルスの感染再拡大が回復の重荷となりました。そして航空貨物も、物価上昇や円安進行による下押しで、消費財の荷動きが減少し、生産財についても部品や部材類、機械類は総じて低調な荷動きが継続しました。

更に、長年に亘って問題となっている少子高齢化によるドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題に加えて、迫りくる2024年問題への対応、そしてトラックの燃料価格も、原油価格が上昇した影響により、値上がり傾向が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、2022年度を初年度とする3か年にわたる第8次中期経営計画を策定し、昨年4月から実施しております。本計画においては、今後の成長が予想される業界、分野をターゲットとした「成長ターゲット」を設定すると共に、3PLサービスの更なる高度化を目指す当社独自のLLPサービス(MALoS)の展開や、物流プラットフォームによる新たな物流サービスの提供により事業の拡大を図る「事業競争力の強化」、DXの推進やSDGsへの取り組みによる「企業基盤の強化」を重点施策として、その実現に全力を注ぎ、創立90周年を機に新たなブランドスローガンとして立ち上げた「物流は、愛だ。」のもと、当社グループ全役員・社員が一丸となり、第8次中期経営計画に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は140,861百万円と前年同期比2.9%の増収、営業利益は12,692百万円と前年同期比7.4%の増益、経常利益は13,781百万円と前年同期比9.7%の増益、そして親会社株主に帰属する当期純利益は8,931百万円と前年同期比4.1%の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<物流事業>

物流事業は、貨物自動車運送事業については、関東地区では、住宅資材や建設機械等の取扱い増加がありましたが、日用雑貨や非鉄金属の取扱い減少がありました。中部地区では、自動車部品の取扱い増加がありましたが、ステンレス製品の取扱い減少がありました。関西地区では、住宅設備機器や電力機器関連の取扱い増加がありましたが、貨物自動車運送事業全体では、わずかながら減収となりました。

港湾運送事業については、関東地区では、青果物の取扱い減少がありましたが、建設機械や鉄鋼原料の輸出入、発電用原料や穀物の取扱い増加がありました。中部地区では、自動車部品の取扱い増加があり、港湾運送事業全体では、増収となりました。

倉庫業については、関東地区では、自動車部品や医薬品の取扱い増加がありました。関西地区では、電力機器関連や日用雑貨の取扱い増加があり、倉庫業全体では、増収となりました。

鉄道利用運送事業については、住宅資材の取扱い増加があり、若干の増収となりました。

物流附帯事業については、外航船収入では、化成品や電極関連品の取扱い増加があり、大幅な増収となりました。荷捌収入では、自動車部品の取扱い増加があり、増収となりました。航空収入では、化成品の取扱い減少があり、減収となりました。物流附帯事業全体では、増収となりました。

以上により、<物流事業>は前年同期比3.0%の増収となりました。

<構内作業及び機械荷役事業>

構内作業については、ステンレス製品の取扱い減少がありましたが、電力機器関連の取扱い増加がありました。機械荷役事業では、クレーン作業が減少しましたが、構内作業及び機械荷役事業全体では、増収となりました。

以上により、<構内作業及び機械荷役事業>は前年同期比1.9%の増収となりました。

<その他事業>

前年同期比5.5%の増収となりました。

(注) MA L o S : Maruzen Advanced Logistics Solution 「丸全版先進的物流ソリューション」を意味し、3 P L を発展させた当社独自の L L P サービスの名称です。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

| 事業別          | 売上高     |      |       |
|--------------|---------|------|-------|
|              | 金額      | 前期比率 | 構成比率  |
| 物流事業         | 122,753 | 3.0  | 87.1  |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 15,698  | 1.9  | 11.2  |
| その他事業        | 2,409   | 5.5  | 1.7   |
| 合計           | 140,861 | 2.9  | 100.0 |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車輛・機械荷役装置への投資などであり、その総額は7,237百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した主要設備は次のとおりであります。

- ・川崎研修センター「創生館」建設（川崎市川崎区）
- ・笠間物流センター建設（茨城県笠間市）
- ・国際埠頭機械荷役設備新設（横浜市中区）

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区分                  | 第118期<br>2019年度 | 第119期<br>2020年度 | 第120期<br>2021年度 | 第121期<br>(当連結会計年度)<br>2022年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高                 | 122,801         | 121,136         | 136,850         | 140,861                      |
| 経常利益                | 9,477           | 10,490          | 12,567          | 13,781                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 8,030           | 6,748           | 8,579           | 8,931                        |
| 1株当たり当期純利益          | 396円23銭         | 332円73銭         | 423円02銭         | 440円37銭                      |
| 総資産                 | 144,176         | 157,922         | 170,919         | 177,443                      |
| 純資産                 | 92,497          | 100,858         | 108,514         | 116,085                      |
| 1株当たり純資産            | 4,475円06銭       | 4,884円07銭       | 5,259円39銭       | 5,628円39銭                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29条、2020年3月31日)等を第120期(2021年度)の期首から適用しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金                     | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容           |
|----------------------------|-------------------------|------------------|-------------------|
| 丸十運輸倉庫株式会社                 | 百万円<br>121              | 100.0<br>%       | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全北海道運輸株式会社                | 90                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全水戸運輸株式会社                 | 30                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全トランスポート株式会社              | 250                     | 100.0            | 物流事業              |
| 昭和物流株式会社                   | 50                      | 95.0             | 物流事業              |
| 昭和アルミサービス株式会社              | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| S A S ロジスティックス株式会社         | 150                     | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| 株式会社スマイルライン                | 35                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全京葉物流株式会社                 | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全港運株式会社                   | 80                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全トランスパック株式会社              | 20                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全流通サービス株式会社               | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全茨城流通株式会社                 | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全九州運輸株式会社                 | 20                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 武州運輸倉庫株式会社                 | 90                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全中部流通株式会社                 | 20                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全関西流通株式会社                 | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 鹿島タンクターミナル株式会社             | 1,000                   | 93.5             | 物流事業              |
| 丸全電産ロジステック株式会社             | 250                     | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 国際埠頭株式会社                   | 1,800                   | 85.9             | 物流事業              |
| 丸全電産儲運（平湖）有限公司             | 27,400<br>(千米ドル)        | 100.0<br>(8.7)   | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| ベトナム丸全電産ロジステック会社           | 16,110,930<br>(千ベトナムドン) | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| マルゼン・オブ・アメリカ<br>インコーポレイテッド | 7,100<br>(千米ドル)         | 100.0            | 物流事業              |

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合の内数であります。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社23社であり、持分法適用関連会社は1社であります。



#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が引き下げられたことに伴い、これまでのウイズコロナ社会から、徐々にアフターコロナ社会に移行され、インバウンド消費の回復や、設備投資の増加など、経済対策を下支えに景気を押し上げる原動力となり、内需を中心に緩やかな景気回復が続くと予想されます。

一方、海外に目を向けると、世界的な物価高の影響で消費が減速することに加えて、金融引き締めによる景気抑制効果が強まるものの、ゼロコロナ政策解除に伴う中国経済の回復や米国経済の底堅さから、低成長ながら緩やかな回復を続けるとみていますが、依然として先行き不透明感が払しょくされない状況となっています。

このような状況のもと、当社グループでは、2022年度を初年度とする3か年にわたる第8次中期経営計画の2年目を迎えました。本計画2年目の取り組みとしては、3PL事業の拡大とともに「成長ターゲット」では農業関連分野の売上の拡大、「事業競争力の強化」では、当社独自のLLPサービス(MALOS)の1つとして、CO2排出量可視化サービスの提供や新たな業界別プラットフォームの構築、「企業基盤の強化」では、DXの推進や研修プログラムの見直しによる人材の育成、ESGデータやTCFDなど非財務情報に関する開示への取り組み等、各施策を実行し、当社グループ全役員・社員が一丸となり、目標売上・利益の達成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

| 事業区分         | 主要な事業内容                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物流事業         | 貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・艀運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業 |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸                                  |
| その他事業        | 建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業                                                                          |

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社 横浜市中区南仲通二丁目15番地  
支 店 鹿島支店 (茨城県神栖市) 東京海運支店 (東京都港区)  
川崎支店 (川崎市川崎区) 横浜海運支店 (横浜市中区)  
関東支店 (横浜市中区) 中部支店 (名古屋市中村区)  
関西支店 (大阪市北区) 堺泉北支店 (堺市堺区)  
東京事務所 (東京都港区)

② 重要な子会社の本社

丸十運輸倉庫株式会社 (岡山県岡山市)  
丸全北海道運輸株式会社 (北海道苫小牧市)  
丸全水戸運輸株式会社 (茨城県笠間市)  
丸全トランスポート株式会社 (横浜市旭区)  
昭和物流株式会社 (川崎市川崎区)  
昭和アルミサービス株式会社 (栃木県小山市)  
S A S ロジスティックス株式会社 (栃木県小山市)  
株式会社スマイルライン (東京都港区)  
丸全京葉物流株式会社 (千葉県市原市)  
丸全港運株式会社 (横浜市中区)  
丸全トランスパック株式会社 (横浜市鶴見区)  
丸全流通サービス株式会社 (横浜市中区)  
丸全茨城流通株式会社 (茨城県神栖市)  
丸全九州運輸株式会社 (北九州市小倉北区)  
武州運輸倉庫株式会社 (東京都港区)  
丸全中部流通株式会社 (名古屋市中村区)  
丸全関西流通株式会社 (大阪市北区)  
鹿島タンクターミナル株式会社 (茨城県神栖市)  
丸全電産ロジステック株式会社 (東京都港区)  
国際埠頭株式会社 (横浜市中区)  
丸全電産儲運 (平湖) 有限公司 (中国浙江省)  
ベトナム丸全電産ロジステック会社(ベトナム ホーチミン市)  
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド (米国カリフォルニア州)

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 物流事業         | 2,559名 | 17名減        |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 875名   | 21名減        |
| その他事業        | 135名   | 増減無し        |
| 全社(共通)       | 221名   | 3名増         |
| 合計           | 3,790名 | 35名減        |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,110名 | 12名減      | 40.7歳 | 16.4年  |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社横浜銀行    | 14,276百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 12,829    |
| 株式会社みずほ銀行   | 2,473     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,612,844株 (自己株式5,073株を含んでおります。)
- ③ 株主数 4,181名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                        | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                     | 1,861千株 | 9.03%   |
| 丸全商事株式会社                                                                     | 1,645   | 7.98    |
| 明治安田生命保険相互会社                                                                 | 1,219   | 5.91    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                          | 1,001   | 4.85    |
| 株式会社横浜銀行                                                                     | 903     | 4.38    |
| 丸全昭和運輸取引先持株会                                                                 | 865     | 4.19    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                | 653     | 3.17    |
| 横浜振興株式会社                                                                     | 441     | 2.14    |
| 日本生命保険相互会社                                                                   | 402     | 1.95    |
| BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2S / JASDEC / ABERDEEN STANDARD SICAV CLIENT ASSETS | 351     | 1.70    |

(注) 持株比率は自己株式 (5,073株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

|                       | 株式の種類および数        | 交付された者の人数 |
|-----------------------|------------------|-----------|
| 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) | 当社普通株式<br>2,100株 | 5名        |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「2. (2)④取締役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

| 地 位              | 氏 名  | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|------------------|------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長          | 浅井俊之 |                                                      |
| 代表取締役社長          | 岡田廣次 | 社長執行役員、内部監査室担当                                       |
| 代表取締役            | 中村匡宏 | 専務執行役員、国際埠頭株式会社 代表取締役会長                              |
| 取締役              | 安藤雄一 | 専務執行役員、営業本部長、全部門・全関係会社統轄<br>経営企画部、海外事業推進部、海外物流部管掌・担当 |
| 取締役              | 石川健一 | 常務執行役員、経理部、関連事業部、情報システム部、DX推進室管掌<br>情報システム部、DX推進室担当  |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 澁谷康弘 | 株式会社有隣堂 社外監査役                                        |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 内藤彰信 | 学校法人実践学園 理事長                                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 佐藤昭雄 | 佐藤昭雄会計事務所 所長                                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 桑野和泉 | 株式会社玉の湯 代表取締役社長                                      |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）内藤彰信、佐藤昭雄、桑野和泉の3氏は、社外取締役であります。
2. 2022年6月29日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）梅若和子氏が任期満了により退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）佐藤昭雄氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、情報収集の充実および重要な社内会議への出席ならびに内部監査部門等との連携により、監査の実効性を確保するため、澁谷康弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）内藤彰信、佐藤昭雄、桑野和泉の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位               | 氏 名  | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                     |
|-------------------|------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>社長執行役員 | 岡田廣次 | 内部監査室担当                                       |
| 代表取締役<br>専務執行役員   | 中村匡宏 | 国際埠頭株式会社 代表取締役会長                              |
| 取締役<br>専務執行役員     | 安藤雄一 | 営業本部長、全部門・全関係会社統轄<br>経営企画部、海外事業推進部、海外物流部管掌・担当 |
| 取締役<br>常務執行役員     | 石川健一 | 経理部、関連事業部、DX推進部管掌<br>DX推進部担当                  |

| 地 位         | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                         |
|-------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 野 口 利 英   | 横浜海運支店、輸出梱包センター、通関・保税部、東京海運支店、港運部、鹿島支店、成田物流センター管掌 |
| 常 務 執 行 役 員 | 嶋 田 良 二   | 丸全トランスポート株式会社 代表取締役社長<br>物流品質管理部管掌・担当             |
| 常 務 執 行 役 員 | 櫻 井 充     | 総務部、人事部、川崎研修センター、人事企画室管掌                          |
| 常 務 執 行 役 員 | 不 破 浩 一   | 営業本部副本部長                                          |
| 常 務 執 行 役 員 | 本 多 義 太 郎 | 関東支店、川崎支店管掌・担当                                    |
| 常 務 執 行 役 員 | 寺 岡 要 寛   | 中部支店、関西支店、堺泉北支店管掌<br>関西支店担当                       |
| 執 行 役 員     | 野 崎 薫 正   | 鹿島支店、成田物流センター担当                                   |
| 執 行 役 員     | 中 川 康 仁   | 輸出梱包センター、通関・保税部担当<br>輸出梱包センター長                    |
| 執 行 役 員     | 本 田 和 之   | 経理部、関連事業部担当<br>経理部長、関連事業部長                        |
| 執 行 役 員     | 野 田 良 治   | 人事部、川崎研修センター、人事企画室担当<br>人事部長                      |
| 執 行 役 員     | 相 田 宏     | 総務部担当<br>総務部長                                     |
| 執 行 役 員     | 中 山 博 達   | 東京海運支店、港運部担当<br>港運部長                              |
| 執 行 役 員     | 長 佳 史     | 堺泉北支店担当<br>堺泉北支店長                                 |
| 執 行 役 員     | 内 山 藤 貴   | 中部支店担当<br>中部支店長                                   |
| 執 行 役 員     | 渡 辺 浩 道   | 横浜海運支店担当<br>横浜海運支店長                               |

- (注) 1. 2022年5月31日付で、執行役員神保彰宏氏は、一身上の都合により辞任いたしました。  
2. 2022年8月31日付で、執行役員村林毅一氏は、一身上の都合により辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および関係会社の取締役、執行役員と監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・訴訟費用を負担することによって被る損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、填補する金額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### ④ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しておりましたが、2022年7月11日の取締役会において当該方針を改定いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、会社業績等を総合的に勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

#### 2. 取締役の個人別報酬等のうち次の事項の決定に関する方針

##### (1) 個人別の報酬等（業績連動報酬等、非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬（確定型報酬）として、役員報酬規程に基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、報酬額を決定します。

##### (2) 業績報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

当社では採用しておりません。

##### (3) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション等）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とし、その内容は2022年6月29日開催の第120回定時株主総会において決議されたとおりとします。付与数は当社の業績、株価、各取締役の役位、職責等を踏まえて決定するものとします。

(4) (1) (2) (3) の割合

固定報酬と非金銭報酬の支給割合は、非金銭報酬が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として最も適切な支給割合とすることを方針とします。

3. 報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針

<固定報酬>金銭とし、在任中に毎月定期的に支払います。

<非金銭報酬>支給する時期については、毎年7月の取締役会にて決議を行い8月に割当を行うものとします。

4. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

(1) 委任を受ける者の氏名または当社での地位、担当

代表取締役会長 浅井俊之

(2) 委任する権限の内容

上記2. (1) の個人別金額の決定および上記2. (3) の個人別割当株式数の決定

(3) 権限の適切な行使のための措置の内容

独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問して、その審議内容を勘案した上で、代表取締役会長が金額の決定を行います。

- ・取締役会は、代表取締役会長浅井俊之氏に対し各取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等、非金銭報酬等以外）の金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                  | 支給人員      | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |             |
|--------------------------------------|-----------|---------------|---------------|-------------|
|                                      |           |               | 基本報酬          | 非金銭報酬等      |
| 取締役<br>(監査等委員である取締役を除く)<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(-) | 208百万円<br>(-) | 203百万円<br>(-) | 4百万円<br>(-) |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)          | 5<br>(4)  | 28<br>(11)    | 28<br>(11)    | -<br>(-)    |
| 合 計                                  | 10        | 236           | 231           | 4           |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給人員につきましては、延べ人数を記載しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第118回定時株主総会において、年額260百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と決議をいただいております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第118回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第118回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議をいただいております。第118回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。



4. 2007年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各取締役の退任時としております。
  - ・取締役2名 21百万円
5. 2022年6月29日開催の第120回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として、発行または処分される当社の普通株式の総数は年間2万株以内、支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しております。第120回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

#### 八、非金銭報酬等の内容

当社は、監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を付与しております。

譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものとしたします。また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役内藤彰信氏は、学校法人実践学園の理事長であります。なお、当社は学校法人実践学園との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤昭雄氏は、佐藤昭雄会計事務所の所長であります。なお、当社は佐藤昭雄会計事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役桑野和泉氏は、株式会社玉の湯の代表取締役であります。なお、当社は株式会社玉の湯との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 取締役会<br>出席状況      | 監査等委員会<br>出席状況    | 発言状況および<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                |
|----------------|------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 内藤彰信 | 17回中17回<br>(100%) | 14回中14回<br>(100%) | 他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。また、当事業年度に開催された6回の指名・報酬諮問委員会の委員として役員の仕事・報酬の審議に携わり、当社の企業価値向上に寄与されました。                          |
|                | 佐藤昭雄 | 17回中17回<br>(100%) | 14回中14回<br>(100%) | 公認会計士としての深い専門知識と経験を有しており、主に財務の健全性及び正確性の観点から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された6回の指名・報酬諮問委員会では委員として客観的・中立的立場で役員の仕事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与されました。 |
|                | 桑野和泉 | 11回中11回<br>(100%) | 9回中9回<br>(100%)   | 株式会社玉の湯の代表取締役として長年の経営に携わるほか、観光や地域のまちづくりにおいても活躍しており、その豊富な経験を活かし、女性の視点をもって取締役会にて助言・提言をしております。また、当事業年度に開催された2回の氏名・報酬諮問委員会では委員として当社の持続的な成長に貢献しております。                     |

(注) 取締役桑野和泉氏の取締役会、監査等委員会および指名・報酬諮問委員会への出席状況につきましては、2022年6月29日の就任後に開催されたものです。

### (3) 会計監査人の状況

#### ①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### ②会計監査人に対する報酬等

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人

58百万円

- ・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人

70百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

#### ③監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から説明を受けた当該事業年度の監査計画にかかる監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

#### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	68,386	流動負債	36,903
現金及び預金	15,337	支払手形及び営業未払金	12,835
受取手形、営業未収金及び契約資産	28,144	短期借入金	8,697
有価証券	18,199	1年内返済予定の長期借入金	6,563
貯蔵品	315	未払金	1,052
前払費用	747	未払費用	2,016
その他	5,651	未払法人税等	2,520
貸倒引当金	△9	未払消費税等	656
固定資産	109,056	契約負債	87
有形固定資産	78,973	賞与引当金	1,786
建物及び構築物	35,943	役員賞与引当金	5
機械装置	8,384	その他	681
船舶	0	固定負債	24,454
車両	952	長期借入金	16,269
工具器具備品	289	繰延税金負債	4,681
土地	30,032	役員退職慰労引当金	80
リース資産	2,139	退職給付に係る負債	405
建設仮勘定	1,230	資産除去債務	862
無形固定資産	1,953	その他	2,155
ソフトウェア	626	負債合計	61,358
のれん	734	(純資産の部)	
その他	592	株主資本	106,924
投資その他の資産	28,129	資本金	10,117
投資有価証券	20,273	資本剰余金	9,949
長期貸付金	142	利益剰余金	87,457
長期前払費用	384	自己株式	△600
繰延税金資産	766	その他の包括利益累計額	7,239
退職給付に係る資産	350	その他有価証券評価差額金	6,854
その他	6,228	為替換算調整勘定	539
貸倒引当金	△16	退職給付に係る調整累計額	△154
資産合計	177,443	非支配株主持分	1,920
		純資産合計	116,085
		負債及び純資産合計	177,443

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		140,861
営業原価		122,987
営業総利益		17,874
販売費及び一般管理費		5,182
営業利益		12,692
営業外収益		
受取利息及び配当金	853	
持分法による投資利益	41	
雑収入	424	1,320
営業外費用		
支払利息	194	
雑損	36	230
経常利益		13,781
特別利益		
固定資産売却益	62	
投資有価証券売却益	169	
補助金収入	57	
受取保険金	2	291
特別損失		
固定資産除売却損	209	
固定資産圧縮損	56	
投資有価証券評価損	260	
損害賠償金	7	534
税金等調整前当期純利益		13,538
法人税、住民税及び事業税		4,385
法人税等調整額		101
当期純利益		9,051
非支配株主に帰属する当期純利益		119
親会社株主に帰属する当期純利益		8,931

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日 残高	10,117	9,948	80,380	△610	99,835
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,854		△1,854
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,931		8,931
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		1		13	14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	1	7,077	10	7,088
2023年3月31日 残高	10,117	9,949	87,457	△600	106,924

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 包 括 累 計 額	の 利 益 合 計		
2022年4月1日 残高	6,585	200	39		6,825	1,853	108,514
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					-		△1,854
親会社株主に帰属する 当期純利益					-		8,931
自己株式の取得					-		△2
自己株式の処分					-		14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	268	339	△193		414	67	481
連結会計年度中の変動額合計	268	339	△193		414	67	7,570
2023年3月31日 残高	6,854	539	△154		7,239	1,920	116,085

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	52,357	流 動 負 債	30,389
現 金 及 び 預 金	4,179	営 業 未 払 金	12,029
受 取 手 形	710	短 期 借 入 金	8,317
営 業 未 収 金 及 び 契 約 資 産	23,093	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,705
有 価 証 券	18,199	一 年 以 上 の 借 入 金	30
貯 蓄 金	116	未 払 金	630
前 払 費 用	413	未 払 費 用	729
短 期 貸 付 金	974	未 払 法 人 税 等	1,747
未 収 入 金	165	未 払 消 費 税 等	81
仮 払 金	18	預 金 利 子	135
立 替 金	1,295	前 契 約 受 取 負 債	38
信 託 受 益 当 金	3,200	賞 与 引 当 金	62
貸 倒 引 当 金	△8	固 定 負 債	881
固 定 資 産	90,947	固 定 負 債	12,933
有 形 固 定 資 産	44,864	長 期 借 入 金	9,465
建 構 物	21,794	リ ー ス 借 入 金	78
機 械 装 置	1,266	繰 上 延 税 金 負 債	2,665
車 両	1,929	長 期 未 払 金	21
工 具 器 具 備 品	290	資 産 除 去 債 務	572
土 地	129	そ の 他	129
建 設 仮 勘 定 資 産	19,347	負 債 合 計	43,322
無 形 固 定 資 産	97	(純 資 産 の 部)	
借 商 標 権	7	株 主 資 本	93,559
電 話 加 入 権	429	資 本 金	10,117
施 設 利 用 権	0	資 本 剰 余 金	9,877
ソ フ ト ウ ェ ア 勘 定 資 産	2	資 本 準 備 金	8,842
投 資 そ の 他 の 資 産	595	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,034
投 資 有 価 証 券	90	利 益 剰 余 金	73,579
関 係 会 社 株 式	44,957	利 益 準 備 金	1,658
出 資 金	18,252	そ の 他 利 益 剰 余 金	71,921
関 係 会 社 出 資 金	16,724	特 定 資 産 買 換 圧 縮 積 立 金	1,314
長 期 前 払 費 用	3	退 職 給 与 積 立 金	300
前 年 保 証 金	3,105	別 途 積 立 金	62,093
差 入 保 証 金	1,521	自 己 株 式	8,214
有 価 証 券	5	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△14
そ の 他 の 金 保 険 他 金	549	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,423
貸 倒 引 当 金	1,266	純 資 産 合 計	99,982
	3,370	負 債 及 び 純 資 産 合 計	143,304
	173		
	△16		
資 産 合 計	143,304		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	111,089
営業原価	98,622
営業総利益	12,467
販売費及び一般管理費	2,726
営業外利益	9,740
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,707
雑収入	248
営業外費用	
支払利息	130
雑損失	10
経常利益	11,554
特別利益	
固定資産売却益	35
投資有価証券売却益	169
補助金収入	50
受取保険金	2
特別損失	
固定資産除売却損	41
固定資産圧縮損	50
投資有価証券評価損	260
損害賠償金	7
税引前当期純利益	11,452
法人税、住民税及び事業税	3,250
法人税等調整額	△27
当期純利益	8,229

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		特定資産 買換圧縮 積立金	退職給与 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2022年4月1日 残高	10,117	8,842	1,033	9,876	1,658	1,338	300	56,193	7,714	67,204	△25	87,172
事業年度中の変動額												
特定資産圧縮積立金の取崩				-		△24			24	-		-
剰余金の配当				-					△1,854	△1,854		△1,854
別途積立金の積立				-				5,900	△5,900	-		-
自己株式の取得				-						-	△2	△2
自己株式の処分			1	1						-	13	14
当期純利益				-					8,229	8,229		8,229
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）				-						-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	-	△24	-	5,900	499	6,375	10	6,386
2023年3月31日 残高	10,117	8,842	1,034	9,877	1,658	1,314	300	62,093	8,214	73,579	△14	93,559

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	
2022年4月1日 残高	6,189	6,189	93,362
事業年度中の変動額			
特定資産圧縮積立金の取崩		-	-
剰余金の配当		-	△1,854
別途積立金の積立		-	-
自己株式の取得		-	△2
自己株式の処分		-	14
当期純利益		-	8,229
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	233	233	233
事業年度中の変動額合計	233	233	6,620
2023年3月31日 残高	6,423	6,423	99,982

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

丸全昭和運輸株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚正貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤陽子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

丸全昭和運輸株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正 貴
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき事項はありません。

2023年5月19日

丸全昭和運輸株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 澁谷 康弘 ㊟

監査等委員 内藤 彰信 ㊟

監査等委員 佐藤 昭雄 ㊟

監査等委員 桑野 和泉 ㊟

(注) 監査等委員 内藤彰信、佐藤昭雄及び桑野和泉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金52円50銭といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は1,081,907,977円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金47円50銭とあわせまして、前期に比べ15円増配の100円となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社の監査等委員会は、取締役候補者の選任については、委員の過半数が社外取締役である任意の指名・報酬諮問委員会における検討など、適切な手続を経て選任されており、各候補者の資質、業務執行状況、取締役会の構成等の観点から、各候補者はいずれも妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あさ い とし ゆき 浅井 俊之 (1945年6月27日生)	1968年3月 当社入社 1996年10月 当社中部支店長 2001年6月 当社取締役 2005年6月 当社常務取締役 2009年6月 当社代表取締役専務 2012年6月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2022年6月 当社代表取締役会長（現任）	22,000株
		〔取締役候補者とした理由〕 2012年に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップをもって当社グループの事業活動を牽引しており、その豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。	
2	おか だ ひろ つぐ 岡田 廣次 (1958年12月1日生)	1982年3月 当社入社 2009年6月 当社中部支店長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 当社関西支店長 2017年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社営業本部長 2020年6月 当社代表取締役 専務執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	14,200株
		〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたり当社の中部・関西エリアの部門長を務めており、また、代表取締役として当社グループの経営に深く携わるなど、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なかむらまさひろ (1960年8月29日生)	1987年7月 当社入社 1999年4月 当社経営企画室長 1999年6月 当社取締役 2001年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 2022年6月 当社代表取締役 専務執行役員 (現任) [重要な兼職の状況] 国際埠頭株式会社代表取締役会長	221,400株
	[取締役候補者とした理由] 長年にわたり常務取締役として当社グループの経営に深く携わり、その会社経営の豊富な経験と実績を活かし、2019年に当社の連結子会社となった国際埠頭株式会社の代表取締役会長として、当社グループの経営に尽力していることから、引き続き取締役候補者としております。		
4	あんどうゆういち (1965年4月15日生)	1989年3月 当社入社 2013年4月 当社営業企画部長 2016年4月 当社営業企画部長兼3PL事業部長 2017年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社営業本部副本部長 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 2021年4月 当社営業本部長 (現任) 2022年6月 当社取締役 専務執行役員 (現任)	7,600株
	[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門の部門長を務めており、営業本部長として営業・3PL事業における豊富な知識と経験を有していることから、引き続き取締役候補者としております。		
5	いしかわけんいち (1953年9月19日生)	1978年3月 当社入社 2007年6月 当社経理部長 2012年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 (現任)	6,900株
	[取締役候補者とした理由] 長年会計業務に携わり、当社経理部の部門長を務め、経理・関連事業・情報システムに係る部門などを管掌する常務取締役として当社グループの経営を担ってきた実績から、引き続き取締役候補者としております。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 本株主総会終了後の取締役のスキル・マトリックス

氏名	地位	社外	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	グローバル	業界知見	ESG・サステナビリティ
浅井 俊之	代表取締役会長		○	○				○	
岡田 廣次	代表取締役社長		○	○				○	
中村 匡宏	代表取締役		○				○	○	
安藤 雄一	取締役			○		○		○	
石川 健一	取締役		○		○			○	○
澁谷 康弘	取締役 (常勤監査等委員)		○		○	○			
内藤 彰信	取締役 (監査等委員)	○	○				○		
佐藤 昭雄	取締役 (監査等委員)	○			○	○			
桑野 和泉	取締役 (監査等委員)	○	○						○

地位は現在の地位を記載しております。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2020年6月26日開催の当社第118回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただきました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2026年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続にあたり、一部文言の修正等および以下の箇所についての内容の変更等をしておりますが、本プランの実質的内容に変更はございません。

- ・Ⅱ－ⅰ．企業価値向上への取り組み
- ・Ⅱ－ⅱ．コーポレート・ガバナンスの強化
- ・別紙2 独立委員会委員の略歴

つきましては、本プランにつき株主様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

II－ⅰ．企業価値向上への取り組み

当社は、1931年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取り組みを実践していることにあると考えております。

まず、①の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL（サードパーティロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメイドを実現しお客様から高い評価を得ております。

次に②の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人材と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。

また、③のCSRへの取り組み強化では、内部統制システムの構築と共にCSR推進体制としてCSR推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会として内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護管理委員会、安全品質委員会、環境委員会及び働き方改革推進委員会等を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取り組みにより社会的責任を全うできる管理体制を構築しております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取り組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めるとともに、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

国内物流市場の人手不足は年々深刻化しており、顧客からは、安定的な物流サービスの継続が切望されています。そのため、今後大きく進展する輸送や作業の自動化を見据えると、労務の提供だけでなく、顧客の課題を発見し解決する提案力も更に重要になっていきます。

このような状況のなか、当社グループでは、2022年度を初年度とする3か年にわたる第8次中期経営計画を策定し、2022年4月から実施しております。本計画においては、「テクノロジーと現場力で、お客様の未来を創造するロジスティクスパートナー」を目指す姿とし、今後の成長が予想される業界、分野をターゲットとして、3PLサービスの高度化や、新たな物流サービスの提供により事業拡大を図る「成長ターゲット」、3PL事業の拡大と高度化による、当社独自のLLPサービス（MALoS）の展開や、物流プラットフォームの確立を目指す「事業競争力の強化」、DXの推進やSDGsへの取り組みによる「企業基盤の強化」を重点施策に、創立90周年を機に、新たなブランドスローガンとして立ち上げた「物流は、愛だ。」のもと、当社グループ全役員・社員が一丸となり、第8次中期経営計画に取り組んでまいります。

1. 成長ターゲット

今後の成長が予想される業界・分野をターゲットとして、3PLサービスの更なる高度化や、物流プラットフォームによる新サービスの提供により事業拡大を図ります。環境の変化を捉え、当社の強みを活かしていく為に、設備投資やM&Aによる機能強化を実施していきます。

(1) 成長ターゲット1（成長産業）

成長産業と目される分野から、当社の強みを活かせる7業界をターゲットとし、営業の拡大を図ります。（ロボット・医療機器・半導体製造装置・半導体材料・蓄電池・電子部品・産業機械）

(2) 成長ターゲット2（既存顧客のシェア拡大）

大手既存顧客の中で、成長産業に関わる製品・部材などをターゲットとして、シェア拡大を図ります。

(3) 成長ターゲット3（差別化分野）

既に提供しているサービスの中で、特に差別化できているサービスを強化し、売上の拡大を図ります。（農産物関連物流サービス・危険物輸送網）

(4) 成長ターゲット4（新規事業）

S D G s 等、社会的な要請が強く、今後の成長が期待される分野での事業展開を図ります。（新エネルギー・リバースロジスティクス）

2. 事業競争力の強化（事業ポートフォリオ）

(1) 物流事業

① 3 P L 事業の拡大と高度化

(ア) 新規及び既存3 P L 事業の売上拡大

(イ) L L P サービス【M A L o S】によるコンサルティングの拡大

② 物流プラットフォームの確立

(ア) デジタルプラットフォームによる共同物流の拡大

(イ) 物流パートナーとの関係強化

③ ロジスティクス事業の拡大

(ア) ロジスティクス事業の売上拡大

(イ) 持続的な物流サービスの提供

④ グローバル物流事業の拡大

(ア) 海外現地法人の事業拡大

(イ) 海外ネットワークの活用による国内事業の拡大

(2) 構内作業及び機械荷役事業

① 構内作業における機械化・省人化の推進

(3) その他事業

① 機工関連業務（メンテナンス等）のサービス範囲の拡大

3. 企業基盤の強化

(1) D X の推進

① 次期基幹システムの構築

② 物流プラットフォームの構築

③ デジタイゼーションの推進

- (2) 人材の確保と育成
 - ① ダイバーシティの推進
 - ② 社員のスキル向上
 - ③ グループにおける人事制度の整備
- (3) 設備投資の強化
 - ① 物流事業における環境対応の推進
 - ② 物流拠点の拡充
- (4) M&Aの活用
 - ① 国内企業のM&A
- (5) グループ組織体制の強化
 - ① グループの戦略策定機能の強化（管理部門）
 - ② 管理力・現場力の強化につながるグループ再編
 - ③ リスクマネジメント体制の強化
- (6) I Rの強化
 - ① 各種情報開示の充実
- (7) S D G s への取り組み
 - ① 物流事業と連動した社会貢献の実施
 - ② 強靱な物流の実現

II - ii. コーポレート・ガバナンスの強化

1. 基本的な考え方

当社は激変する経営環境に対し迅速かつ的確に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できる体制を確立するため、株主をはじめとするステークホルダーに対し経営の透明性をより高めるとともに、経営理念にも掲げております社会規範の遵守を励行し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めております。

2. コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実をはかり、また、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確にこたえる体制を構築することを目的として、2020年6月の第118回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議され、同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。当社の各機関の説明は以下のとおりです。

(取締役会)

- ・取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行の厳正な監督を目的として、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整えております。

- ・意思決定の迅速化のために、定款において、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

(常務会)

- ・常務会は、取締役社長が取締役会で決定・委任された業務執行権限と業務執行の決定権限を行使するにあたり、経営上の重要な事項を審議、協議し、または経営に関する重要な報告を受けることを目的としており、運営については、毎週1回開催しております。
- ・常務会は、取締役会付議事項ならびに役付執行役員から常務会に提出された議案について、審議もしくは協議を行います。
- ・また、監査等委員は、業務の執行状況を知るために、常務会に出席することができる体制となっております。

(執行役員)

- ・執行役員制度は、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とし、執行権限及び執行責任の明確化を図り、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築することにより経営の機動性を高めることを目的としております。
- ・執行役員は、取締役会等の重要な会議に出席するなど取締役会と連携し、業務執行できる体制となっております。

(監査等委員会)

- ・監査等委員会は、委員の過半数が社外取締役で構成されており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことを目的としております。
- ・各監査等委員は、策定された監査方針ならびに監査計画に基づき取締役会等の重要な会議に出席するとともに、業務ならびに財産の状況調査等を通して、取締役の業務執行を監査・監督できる体制としております。また、内部監査部門から報告を受けるとともに、必要に応じて指示を行うなど連携を強化し、監査等委員会の機能強化を図っております。

(指名・報酬諮問委員会)

- ・指名・報酬諮問委員会は、取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。
- ・指名・報酬諮問委員会は、取締役会から諮問を受けた、取締役、執行役員の指名・報酬等に係る事項を審議し、取締役会への答申を行います。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様にも適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとし、

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」(④にて後述します。)を開始するものとします(但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との間で利益相反が生じる場合には利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合又は意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。

その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

但し、上記②から④までに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、独立委員会は、当該大規模買付等について、別紙4に掲げる発動事由のうち、6～10に該当すると判断した場合には、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得る旨の意見を述べるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法（以下「株主意思確認総会等」といいます。）を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会等の実施を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以って満了するものとします。

株主意思確認総会等を行なう場合、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定した後に、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定め、これらの決定内容を速やかに情報開示します。なお、株主意思確認総会等の手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

また、投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、実務上可能な限り最短の日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものとします。

株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は当該株主意思確認総会等における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行ない、必要な手続きを行ないます。一方、当該株主意思確認総会等において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行ないます。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会等を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手續きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行なわれた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行ないます。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続することとしており、上記 2. (3)に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員 3 名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の 2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関して取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、また当該判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、(1)社外取締役、又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

桑野 和泉（くわの いずみ）（1964年8月1日生）
1988年2月 株式会社玉の湯入社
1995年4月 株式会社玉の湯専務取締役
2003年10月 株式会社玉の湯代表取締役社長（現在に至る）
2012年6月 株式会社大分銀行社外取締役
2014年6月 九州旅客鉄道株式会社取締役（非常勤）
2022年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

佐藤 昭雄（さとう あきお）（1950年12月20日生）
1979年10月 新光監査法人入所
1983年3月 公認会計士登録
2007年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2008年6月 佐藤昭雄会計事務所所長（現在に至る）
2017年6月 当社社外監査役就任
2019年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

内藤 彰信（ないとう あきのぶ）（1948年12月12日生）
1971年4月 三菱商事株式会社入社
1998年7月 米国CALIFORNIA OILS CORP.社長
2002年6月 国際埠頭株式会社代表取締役社長
2009年6月 国際埠頭株式会社顧問
2011年6月 当社社外取締役就任（現在に至る）

* 上記3氏と当社の間、特別の利害関係等はありません。

* 当社は、上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

大株主一覧

2023年3月31日現在

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,861千株	9.05%
丸 全 商 事 株 式 会 社	1,645	8.01
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,219	5.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,001	4.87
株 式 会 社 横 浜 銀 行	903	4.39
丸 全 昭 和 運 輸 取 引 先 持 株 会	865	4.21
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	653	3.18
横 浜 振 興 株 式 会 社	441	2.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	402	1.95
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / ABERDEEN STANDARD SICAV I C L I E N T A S S E T S	351	1.70

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

第121回定時株主総会会場のご案内

会場…横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階
 関内新井ホール
 電話 045-681-6763

- J R 線／関内駅下車徒歩2分
- 横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩1分
- みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分
- バス／港町下車徒歩1分

